

広島市教育委員会規則第6号

令和7年1月11日

広島市安佐北食育交流センター条例施行規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松井 勝憲

広島市安佐北食育交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市安佐北食育交流センター条例（令和7年広島市条例第48号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 広島市安佐北食育交流センター（以下「食育交流センター」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、都合により休館日又は開館時間を変更することがある。

(1) 休館日

ア 月曜日（その日が8月6日に当たるときは、その日を除く。）。

ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

(許可の手続)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項の許可の申請は、その申請に係る使用日の 3 か月前（条例第 1 条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、1 か月前）の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、教育委員会において特に必要があると認めるとときは、この限りでない。

3 教育委員会は、条例第 4 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 7 日から施行する。